

Title	グレシャムの法則と徳川時代の経済学説
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.1 (1917. 1) ,p.147- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170107-0147">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170107-0147</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一は總務委員會の手續を借ることは極めて煩雜にして、且つ費用を要することなりとす、此點に就きては、從來既に、此委員會が法律上の形式に囚られたる如き弊害を指摘するものありしが、廣大なる地面を授受する場合にありては或は必要ならんも、然かも廢兵移住の如き小規模の場合にありては、寧ろ斯くの如き機關の存在は不適當と稱せざるを得ず、即ち此方面の組織に改革を加へて、簡便なる方法を以てすること必要なり。換言すれば「ドクトル、ハンス、ウエパー」が論せる如く將來に於ては、實際の事情に迂遠なる官僚の手より自治體に於て之れを處置すること必要なりとす、今日地方の官吏が其地方の事情を解せざることは、内地移民の多き地方に於ける農民の常に口にする處なりとす、第二に地方移民上に於ける最大障害物は普通教育費の負擔の過重の状態に存することなりとす、殊に就學兒童數多くして、其割合に、財

政治上貧弱なる町村にありては、之れが負擔は著しく困難なる状態にあり、故に以上述べたる如き廢兵の移民問題を決する爲めには先づ此壓抑的状态に對して改革を加ふるにあらざるは、獨逸の農村は自由の樂土として國家の功勞者を移住せしむること能はざる可し、次ぎに都市方面に於ける移住に對しては、大都市、中都市を通じて出來だけ小規模の住宅を建築すること必要なり、此點に就きて「フリッツ、ポイステル」の「戦後の都市移民政策」は最も能く此間の消息を洩らせり、若、合理的なる建築法にして講せられんか茲に二家族又は三家族を居住せしめ得る住宅設置の點に於て始めて都市に於ける廢兵移住の問題を解決するを得可し。以上は「ハンス、ウエパー」の所論に對して多少私見を加へしものなりとす。(完)

## グレシャムの法則と徳川時代の經濟學說

増井幸雄

悪貨は良貨を驅逐するといふこと、詳しく云へば、内容價值の異なる二種の貨幣が同一價格を以て流通に附せられる場合には内容價值の優れるもの即ち良貨は流通界から跡を絶つて内容價值の劣れるもの即ち悪貨のみ殘留するに至るといふことは、グレシャムの法則として經濟學の初歩を學んだ者の間にも廣く知られて居る事柄である、元來此の法則をグレシャムの法則と呼ぶに至つたのは十六世紀の中葉に英國のメリザベス朝に仕へてアントワープ駐在財務官たり兼て倫敦株式取引所の創立者たりし Sir

Thomas Gresham (1519—1579) の發見に係るものなりとの意味にて D. C. Macleod が其の著書に於て斯く命名したるに始まるものであるが、然しグレシャムは決して其の唯一の發見者でもなく又最初の發見者でもない。彼以前に天文學者 Copernicus ありて千五百二十六年(即ちグレシャムが七歳の時)にポランド王に奉つた書中に於て「凡を完全なる重量を有する良貨幣は劣悪なる貨幣と共に流通せしむることは出來ないものである、良貨幣はすべて貯蓄溶解又は輸出せられて悪貨のみが流通界に殘る」と云つて居り、更に佛國に僧正 Nicole Oresme ありてコペルニクスに先だつ百六十二年の昔に於て佛王シャルル五世の爲に著はしたる貨幣論中に「數種の貨幣の法定比價が其の金屬の市場價格と異なるときは低く見積られたる貨幣は流通界から驅逐されて高く見積られたるもののみが流通する」と云つて居る、更に遠く遡れば實に紀元前

四百五年の昔に於て Aristophanes は "Frogs" といふ詩の中に於て之と同様な思想を述べて居るのである。(田島博士、「經濟雜誌第六」(十五) アリストファネスとグレシヤムの法則) 經濟論叢三卷六號。服部文四郎氏、「グレシヤム法則」經濟大辭書第二卷八三六頁)

然し某氏の法則とか某氏の何々論とかとして知らるゝ學說が必ずしも單に其の頭に冠せらるゝ氏名の所有者のみの所説に係り又はその最初の發見に係るものではないといふ事例は獨り右のグレシヤムの法則の場合に於けるのみではないのであつて、彼の Ricardo の地代論と雖も Anderson & West & Malthus 等に於て其の先驅者を發見し、Malthus の人口論亦 Hume, Smith, Price, Sismlith, Wallace 等の先驅者を有するといふやうに其例は少なくない。此の事は決して不思議でも何でもなく當然の事柄である。古今東西に亘つて同様の現象が屢々起る其の間に於

て唯一人のみが之に着目して後人をして一指をも染めしめざる底の完全なる觀察と説明とを完成し得るといふことは寧ろ想像し得られない事であつて、同じく人である以上は時の古今や所の東西を問はずして同じ現象が起れば等しく之に注意する者のあるべきは毫も不思議とするには足りない。現に限界效用の學說の如き、英國の Jevons と奧太利の Menger と瑞西 Walras とが殆んど時を同じうして各自他と獨立して之を創説するに至つたといふが如き珍しい事さへあるのである。是等のことから推して考ふるときは、舊日本の學問は支那、朝鮮、印度等の影響をこそ受けたれ西洋の影響を受けたことは至つて少なかつたけれども、矢張り同じ現象が起れば同じ様な學說が唱へられるといふことはあり得ることである。現にマーカントリストやフ井ジオクラットと同様の學說を唱へたものが多くあつたのである。今之を所謂グレシヤム

の法則なるものに就て考ふるに、我國に於ても徳川時代には既に久しく貨幣の使用が頗る普及して居たのであるから使用の間には磨滅其他の原因によつて自ら惡貨幣も生じたであらうのみならず、元祿以來屢々金銀の吹替と稱して貨幣の改鑄が(改良も改悪も共に)行はれ良惡兩種の貨幣が盛んに流通に附せられたといふ事實があるのだからして、此の間に於て貨幣流通上の現象が當時の學者の注意を惹いたであらうと想像すべき理由は充分にあるのである。自分は兼て日本の經濟學說史に興味——といふよりも寧ろ一種の好奇心を有しては居たものゝ研究資料に縁遠くしてその好奇心を充する機會なきを遺憾として居つたが、幸にして一昨年以來徳川時代の經濟學的著述の殆んど全部を網羅して居る所の『日本經濟叢書』なるものが毎月刊行されて居るので、之に頼つて徳川時代の學者にしてグレシヤムの法則を説きたるものありや否やを

調べて見やうと俄かに思ひ立ち、必ずあるに相違ないといふ確信を持って兩三日來調べて見た不幸時間の不足のために充分なる調査研究を試むる暇はなかつたが、然し此の試みは無駄ではなかつた、三四の著書を涉獵して居る間に少しばかり得る所があつたから、之を整ふるの勞を採るに先だつて取り敢へず茲にその得たる材料を並べ記して讀者の參考に供したいと思ふ。

二

自分が大急ぎで雜駁に涉獵した『日本經濟叢書』所收の諸書の中でグレシヤムの法則に關する記述あるを發見したのは次の諸書である。(順序不同)

- 大塚孝威著 救時策 天明七年 (同叢書卷十六)
- 三浦梅園著 原安永癸巳 (同 卷十一)
- 草間直方著 三貨圖彙 文化十二年 (同 卷二七)
- 著者不明 金銀吹替評 元文元年頃 (同 卷六)
- 太宰春臺著 經濟叢書 享保十四年 (同 卷六)
- 山下幸内著 山下幸内上書 享保六年頃 (同 卷五)

右は自分が之にはありそうだと目星をつけたもの、中から捜し得たものに外ならないから、此の外にもまだ多数の書物の擧ぐべきものがあるであらうと思ふが、その穿鑿は之を後日に期することとする。

さて右の諸書に現はれたるグレシヤム法則的の所説を紹介するに先だつて先づ徳川時代に於ける良悪兩種の貨幣の通用せしめられた事實を示さうと思ふが、之も詳しく研究するの暇がないから右に掲げた大塚春臺の『經濟錄』中の一節を借りることにする。同書卷五の中に次の如く書いてある。

「當代ノ銀幣ハ、國初以來二品アリ、一ツニハ銀錠ナリ、二ツニハ碎銀也、銀ハ四錢三分ヲ以テ一兩トス、碎銀ハ大小齊シカラズ、重サ二三分ヨリ四五錢ニ至ル、其形豆ノ如クナル故ニ俗之ヲ豆板トイフ、銀錠ハ十兩ヲ一挺トス、重サ四十三錢也、俗ニ挺銀トイフ、錠ニ大小アリテ、必シモ重サ十兩ナルニ非ズ挺銀ト碎銀ト、銀ニ善惡有ルニ非レドモ、挺銀ヲ以テ碎銀ニ易レバ、必挺銀ノ方ヨリ兌換ヲ出ス、板金ヲ歩金ニ易ル如ク、便

ト不便トノ故也、國初ノ銀幣ハ純物成シニ、元祿改造ノトキニ銅鉛錫ヲ雜ヘテ其數ヲ多クス、文ニ元ノ字ヲ印シテ、之ヲ元祿新銀ト呼ブ、慶長ノ故銀ニ比スレバ色稍薄シ、此幣海内ニ行ハレテヨリ、故銀ヲ停止セラレ、此幣純銀ニアラザルニ因テ、偽造スル者起リテ、士民欺ヲ受ル者多シ、此新銀ニテ已ムベカリシニ、寶永年中ニ、又國用匱クナリテ、幣ノ數ヲ多クセン爲ニ銅鉛錫ヲ增加シテ、文ニ寶ノ字ヲ印シテ、之ヲ寶永新銀ト呼ブ元祿ノ銀ヲ止メテ寶永ノ新幣ヲ行フ、其色黑黯ニシテ、元祿ニ比スレバ鉛ノ如シ、民之ヲ賤ンズ、是ニテモ已マズ、其後又雜物ヲ增加シテ、文ニ二ツノ寶ノ字ヲ印ス、色彌黑シ、民之ヲ賤ンブルコト彌甚シ、是ニテモ猶已マズ、其後又雜物ヲ增加シテ文ニ寶ノ字三ツヲ印ス、其次又雜物ヲ增加シテ、文ニ寶ノ字四ツヲ印ス、寶永中ニ四度造レル銀幣ヲ民間ニ一寶ニ寶三寶四寶ト目ク、四寶ニ至テハ、其色黑黯ニシテ鑄ヲ生シ、銀ノ本色失ハレテ、鉛錫ト少モ異ナルゴトナシ、民是ヲ賤シムルコト土石ノ如シ、國初以來ノ故銀ハ、六十錢ヲ以テ金一兩ニ直シ、一錢ヲ銅錢七八十文ニ直スルヲ常トセシニ、三寶四寶ノ惡銀ニナリテハ、直大ニ減シテ、八十餘錢ヲ以テ金一兩ニ直シ、一錢ヲ銅錢四十文計ニ直ス、茲ニ至テ士民ノ患甚シ、東國ハ金ト錢トナ用テ、銀ヲ用ルコト稀ナル故ニ、惡銀ノ害ヲ被ルコトモ輕シ、京都ヨリ西ハ專ニ銀ヲ用ル故ニ、惡銀ノ害ヲ受ルコト甚重シ、偽造モ彌多クシテ、士民ノ患是ニ過ルコトナシ、文廟大統

がある。

「……………古錢の位よりは、新錢の位は大におとりたるなれば、古錢一文は新錢三文に當るとか、三文に當るとかいへる判を付て通用すれば、諸色の直段は今の如くに貴くなるまじき事なり、且萬物の價古來よりは貴き様に人々思へども、其品の位によりて判を付て見れば古錢もまじるといへども、先は新錢がちにて通用する事なれば、古へ一文したる物が、今は三文三文になりても、高直と云ふ事にてはあまるまじき……………」

「經濟叢書」卷十六、六四—六五頁）  
「新錢の相場を高くするは、金の位を引下るといふものなり、方金一錢に新錢一貫二百より四五百文するは、金の位と錢の位とを引合ては高き相場成を、金の位の過ぎたるには氣がつかずして、錢數の多を見て金よりは錢が安しと思へるより、金の位を引下るなり、金の位を引下けて通用するゆへ、金にて賣買する物も高直成なり、實は君子小人を一におしぐるめて召仕ふがごとし、善惡是非の分れぬ事なり、位のよき古錢へ、位のあしき新錢を打交て、同く一文にして通用するゆへ、新錢の位が上りて、古錢の位にはならずして、古錢の位が下りて、新錢の位に成て通用するなり、殊にまづは新錢がちにて通用するまじ、猶更古錢の位はなくなりて其勢ひ新錢とひとしく輕く成爲なり……………」(同、六六—六七頁)

ヲ繼セ玉ヒシヨリ、大ニ其事ヲ憂玉ヒ、元祿以來五等ノ惡銀ヲ銷シテ、國初以來ノ故幣ニ復センコトヲ議セラル、遂ニ有司ニ命ジテ、統銀ヲ以テ故幣ノ如ク新幣ヲ造ラシメラル、正徳ノ二年ヨリ新銀幣々世ニ行ハル、其直ハ故幣ノ如クニシテ、一錢ヲ以テ四寶ノ四錢ニ直ス、三寶ニ寶一寶、元祿迄四等ハ其色ノ甲乙ニ隨テ、幾分ノ増トイフヲ以テ改造ノ新幣ニ直ス、新幣未ダ海内ニ行フベキ程ニ成就セザル故ニ、五等ノ惡銀ヲモ未ダ廢セズ、新幣ト並べ行フ、只一種ノ銀幣ニ好惡六等アリテ、其直モ多少不同ナル故ニ、士民是ヲ苦ムコト甚シ、享保ノ初ニ及テ新令下リテ、元祿以來ノ惡銀ヲ悉ク廢シテ、專ニ新幣ヲ行ハシメラル、茲ニ至リ海内ノ銀幣減シテ四分ノ一ト成シ故ニ、士民大ニ苦シメリ、然レドモ數年ヲ歷テ、新銀海内ニ流布セシカバ漸々ニ其痛モ去テ、イットナク國初以來ノ故ニ復セリ、是又目出度善政也(『經濟叢書』卷六、一四〇—一四二頁)

右の引用文によつて當時の貨幣制度が如何に紛亂を極めて居つたかといふことの大體は窺ひ得られやう。之より進んで當時の學者グレシヤムの法則の作用に關する所説を前記の順次に從つて紹介しやうと思ふ。

一先づ大塚孝威の救時策を見るに次の如き文句



右の引用文の中、黒點を施したる「先は新錢がちにて通用する」といふ一句は、(古錢の價値が新錢のそれと同程度まで引下げられて流通して居る中にも)古錢よりは新錢の方が一層多く流通界に存して居るといふ意味であると解せられる。これ不明瞭ながらも良貨隠れて悪貨残るといふことを説いたものと見てよからう。此の點に於ては次に述べる三浦梅園は一層明白に、否、本篇に紹介する諸著者の中で尤も簡單明瞭に道破して居るのを見受けるのである。

即ち三浦梅園の『價原』には次の如き文句がある。

「宋ノ頃錢ヒタヌラニ増ス程ニ、後ハ小サク輕クナリテ、縦環錢トテ織ニ貫キ、水ニ入レバ織ニ引レテ沈ミヤラメ程ニナリ物ノ價シキリニ貴クナリテ、後ニハ一斗ノ米價一萬錢ニ至リシトカヤ、近年錢ハ鐵トナリ、銀ハ鈔トナル程ニ、物價騰躍スルモノ懸環錢ト同意ニ衡傾キシ故ナルベシ、モシ其柄ヲ正サズシテ、其低昂ニ從ントナラバ、金銀愈多、富家ハ則愈金ヲ積ミ、貧家ハ則愈債ヲ重ネン、惡弊(惡幣)の誤植ならむ、本『叢書』

の編者堀本氏の巻頭の解題には惡幣とあり(盛三世三行ルレバ精金皆隠ル).....(『經濟叢書』卷十一、四二六頁)

斯くの如く梅園は良貨が流通外に退くの一事を最も簡潔に最も明白に道破して居るのである然しながら所謂グレシヤムの法則に關聯して彼が云爲して居るのは唯此の「惡幣盛に世に行はれば精金皆隠ル」の一語に止まつて、右引用文の前後を探して見たが外には何も見當らず、如何にして斯る現象が起るやといふことや精金の流通界から隠れて何處に赴くやといふことに就ては一言も述べてない。此の點は前の大塚孝威の『救時策』も同様である。

然るに草間直方の『三貨圖彙』を見ると、單に良貨の隠るゝ事實のみならず、何故に良貨隠るゝや、退いて何處に赴くやの點をも示して居る。斯る所言は篇中枚擧に違なき程に發見せられるが、今其の二三を掲げて見ると次の如くである。

「右慶長金、元祿年中マテ通用有之、所々段々金減シテ國用乏シキユエ、元祿八乙亥年、百十四代東山院御宇、新ニ金ヲ吹セラル、此金雜セ物有之、位アシキ故ニ僞作モ仕易ク、因テ僞作ノ罪人モ多ク出来、士民流布ナレザル故、皆欺ナクテ罪人磔刑ヲ被レリ、右元祿金ハ、萩原近江守殿工夫ト云傳フ.....右元祿金ノ位アシキニヨリ、諸人服セズ、自然ト古金ヲ貯ヘテ世上新元祿金多シ、コレニヨツテ諸色直段高直ニ成ル、.....」(『經濟叢書』卷十一、二二九頁)

「右御觸後(元祿八年亥八月七日の御觸)被ニ仰渡候得共、追々新金銀出来ニ付、元祿九年九月ヨリ、古慶長金銀ト引替可申、其節ハ金銀トモニ増少ナ可遣趣被ニ仰渡、此増少有之候ハ、追々引替ニ可出ト存シノ外、新金銀位アシキ故、自ラ古金銀ヲ貯テ出サズ、是買金ナル故ナリ、尤モ一兩ハ新古トモ、一兩ニテ引替レバ、眼前増少ノ徳アリトイヘドモ、新金銀位アシキ故、古金銀引替ニ出サズ.....」(同書、二四一頁)

「右ノ通り(元祿十二年卯四月朔日の御觸)被ニ仰渡候得共、一向引替無數、依之今迄ノ通、御觸等ナクシテ、市民新古金銀無構取交通用ス、然ル處此度ノ元祿金出テ、天下金銀倍シ融通自由ナルベキニ、世上古金銀ヲ貯ヘ、出サルニヨリ、却テ又金銀不融通ニナリ、市民苦シム、別テ古金銀ハ買金ニテ、其上隠シ貯フルニ便利ナル故、彌々以テ世間古金無數ニヨリ、.....」(同書、二四一頁)

「右ノ通り(元祿十二年卯四月朔日の御觸)被ニ仰渡候得共、一向引替無數、依之今迄ノ通、御觸等ナクシテ、市民新古金銀無構取交通用ス、然ル處此度ノ元祿金出テ、天下金銀倍シ融通自由ナルベキニ、世上古金銀ヲ貯ヘ、出サルニヨリ、却テ又金銀不融通ニナリ、市民苦シム、別テ古金銀ハ買金ニテ、其上隠シ貯フルニ便利ナル故、彌々以テ世間古金無數ニヨリ、.....」(同書、二四一頁)

市民專ラ銀錢ヲ日常ニ取扱フ故、於て爰又銀錢世間ニ拂底ニナリ、民彌々苦シム、因テ又制令ヲ出サル(同書、二四七頁)

即ち本書に於ては、單に良貨の隠るゝ事實を述べた外に猶ほその原因として良貨の蓄積を擧げて居る點に於て前二者よりも一步を進めて居るとも見られやう。

猶ほ、元文元年に金銀吹替の風説盛んなるに當り、斯ては由々しき大事なりとして其の不可なることを痛言したる著者不明の上書『金銀吹替評』を見ると、右の『三貨圖彙』と同じ部類に屬する内容を述べて居る。その一部分を抜き出して見ると次の様である。

「.....一度御直し被ニ遊候金銀、間もなく又々惡數品に被ニ仰付候儀と未代迄將軍の御恥辱と奉存候、此上萬々一吹替被ニ仰出候は、又々世上の大混雜、大き成さしつかへに可成候は當然、三割の増し有之様に申上、百兩と百三十兩に引替、百萬兩の内にて三十萬兩の金子増候道理に申上候得共、三十萬兩増し候は、又々三百萬兩も金銀隠れ候道理にて、却て國土元金銀は夥數減少仕儀にて候、元祿金吹替被ニ仰出候節者元祿金の吹替の員數計、世上に通用いたし、慶長金の分不殘隠.....」(同書、二四一頁)

い、人々たくはへ置、世上へ出し不申候、其後乾の字金に吹替被<sub>レ</sub>仰付候節、乾金計の通用にて、外の金銀は隠れ申候、當御代に又々新金吹替被<sub>レ</sub>仰付候て、慶長金と取交通用仕候様に被<sub>レ</sub>仰出候得共、前の隠れ居候慶長金夥敷出、新金よりは結局慶長金の員數國土に夥敷出申候、七年以前乾の字金も取交、通用仕候様に被<sub>レ</sub>仰出候處、又々何十萬兩と申す乾金、世上へはびこり、只々世上の金銀夥しく相増し、元祿中より以來只今までの様成儀は無<sub>レ</sub>御座候、此度又々吹替被<sub>レ</sub>仰付候はば、此度の新金計にて慶長金・新金・乾金・正銀共に隠れ、大分減少可仕候、其上三割増の勘定を申募り、家賃證文預金の手形等に、爭論出来、其他代店賃諸色の相場も狂ひ、諸國の大騒動、諸人の心定まり申間敷候、金座銀座並掛りの役人計の徳用有之、諸國元士農工商は大きな難儀にて、誠以天下の煩とは可<sub>レ</sub>罷成候、金銀共に吹替への儀は御代々堅く御禁制に仕度候……」〔日本經濟叢書〕卷六、五〇七—五〇八頁

即ち初めの傍點を施したる部分に於ては悪貨發行の結果良貨の貯藏されたることを云ひ、中の側線を施したる部分に於ては悪貨を良貨に改鑄した爲めに従來貯藏されたる良貨が續々市場に出て來たことを述べて前論の誤らざることを

見、エタリ、數年ノ間ニ慶長金彌多クナリテ、新金ハ十分ノ一也、元祿以來廢シタル、故幣ノ今如此出ルヲ以テ、今日乾金又多ク隠レタルベシトイフコト明ナリ……」〔日本經濟叢書〕卷六、一三七—一三九頁

一 當代寛永以來、錢ヲ鑄ルコト數度ニ及ベルニ、海内ノ錢昔ヨリ多クモナラズ……其故何ゾト云フニ、一ツニハ火災ノトキ燒失ス、二ツニハ民間ニテ人ヲ葬ルニ、六道錢ト名ヅケテ錢六文ヲ棺中ニ入ルコトアリ、……三ツニハ愚民富士淺間湯殿等ノ山ニ登ル者、錢ヲ坎中ニ投入ルコトアリ……四ツニハ寺院ニテ佛像ヲ鑄、大鐘ヲ鑄ルニ、愚俗ノ男女錢ヲ鑄中ニ投入ルコトアリ、又近來銅ノ價貴クシテ、世ニ好銅乏キ故ニ、寛永寛文ノ錢ハ上好ノ銅ナレバトテ是ヲ聚テ佛像ヲ鑄ル者アリ、或ハ茶具、又ハ種々ノ器物ヲ鑄ル者アリ、已上ノ四ツハ錢ノ銷亡スル道ニテ諸人ノ知ル處明白ナリ、此外ニモ人不知、心ツカメ方ニ銷亡スルコト有ベシ、純ガ少キ時マデハ寛永寛文ノ錢許成シニ、元祿以來惡錢出テ、其後ハ寛永寛文ノ故錢漸々少ク成テ、近キ比ハ、百文ノ錢ノ内ヲ觀ルニ、元祿以來ノ惡錢ノミ多ク有テ、寛文寛永ノ故錢ハ、僅二十ノ二三也、増テ永樂以上ノ古錢ハ更ニ甚少シ、是錢ノ銷亡スル證也、國家宜ク制禁ヲ立テ、錢ノ多ク銷亡セザル様ニ有ベキ者也……」〔同書、一四四—一四五頁〕

立證し、後の傍點を施したる部分では再び改悪すれば又々良貨隠るべきことを指摘し次で改悪の弊を痛言して居るのである。

三 次に大宰春臺の『經濟錄』を見ると又々前述の諸書と少しく異なつた意見が述べてある。同書の卷五に次の如き叙述がある。

「當代慶長年中ニ、佐渡ノ山ヨリ金ヲ出ス、之ヲ取テ金幣ヲ造ル、今ニ至ル迄世ニ行ハル、元祿中ニ、國用乏キニ因テ、銅鉛錫ヲ雜ヘテ新金幣ヲ造ル、……皆黄金ノ色ヲ失ヒテ、鎔石ノ如シ、是ヲ元祿新金ト稱シテ海内ニ行ヒ……慶長ノ故幣ヲ止メラレシカバ、世ニ慶長金トイフ者絶テ見エザリシニ、正徳ノ末ニ今ノ新幣ヲ造リ、慶長ノ故ニ復シ、新故並ニ行ハシメラレシヨリ、慶長金世ニ多ク出來リテ、殆ド新金ト相半セリ元祿ヨリ以來二十餘年ノ間、何レノ處ニ隠レタリシヤラン、怪數コト也、享保ノ新令ニ、乾金ヲ悉ク今ノ新幣ニ易シメラルトイヘドモ、乾金ハ精金ナルコトヲ民間ニ知レルニ因テ、乾金又多ク隠レタル成ベシ、既ニシテ慶長ノ故幣ヲ以テ、今ノ新幣ニ比量スレバ、故幣ノ重サ新幣ニ少シ減ズトイフ、年久シキニ因テ稍磨シテ耗損シタル也、是ヨリ又金ヲ貴ビ、故金ヲ賤シムコトニナリテ、藏中ニ貯タル故金ヲ漸々出シテ新金ヲ貯藏スト

之によつて見れば春臺は悪貨の流通するにつれて良貨が漸次流通界から退いて貯藏されたといふ事實並に悪貨よりも先づ良貨が鎔解されたといふ事實を認めて居るのであつて、良貨の退くこと並にその原因を挙げたことは前の『三貨圖彙』並に『金銀吹替評』に於けると同様であるが、其の原因として挙げたるものが是等にあつては蓋藏なるに反し春臺にありては貯藏の外に鎔解をも挙げたるの相違がある。猶ほ金銀吹替による以外に、流通年久しき間に磨滅によりて悪貨幣の生ずることを述べたのは他に見ない所である。

四 最後に山下幸内が將軍徳川吉宗に上つた『上書』を見ると又々前述のものと異なつた所がある。即ち同『上書』の「附論(三)物價論」に於て、自ら物價騰貴の原因如何の問を設けて之に對する答を述べた中に次の如く云つて居る。

「南錄銀吹出され候比は、丁銀をも吹遣しので或朱判になした

るにより、丁銀の位は數少きを以て高くなり、金の位は貳朱判金の通用をなし候間、金の數増候を以位をひきくす、いにしへは關東六十目を一兩とす、西國邊にては銀通用に定められしによりて、六十七八匁其餘にもしたり、此儀いかにして天下統六十目通用になきと難するものあり、ひこる考候に、是深遠の神策誠に恐入候ほど難有事に候、しかるを辨へざるによつて二朱判金を吹初て、つゝに金の位をおとしたり、かの深遠の策といふは、關東にて六十目にて一兩の働なす寶貨を、大阪にのぼせば六十七八匁にもはたらきなすなり、故に關西の金銀關東へ多く流候様になり、物の價も下直に成候、今は是に反して六十目のはたらきなす金于一兩を、大阪へのぼせば五十四五匁のはたらきなす、五十四五匁の品を、江戸へ下せば一兩の働をなす、されば一兩の内にも左許の不足あるを立て、徳有之様にと計れば高價に成理なり……」(日本經濟叢書 卷五、二三—二四頁)

右に引用した部分は措辭正確ならずして頗る了解に苦しむ所があるが、強いて之を解釋すれば、江戸では多く金を用ひ大坂では多く銀を用ふるから兩地間には金銀比價の相違があり、從

つて兩地間に金銀の移動を來して居つたが、貨幣改鑄以來比價の關係が前と逆顛する事になつたから、金銀の移動の方向も前とは反對になつて兩地共にその土地から見て價値の低い貨幣が殘留することになり、從つて物價の騰貴を來したといふ意味の様に思はれる。果して然りとせば是れ亦グレシヤム法則の行はるゝ原因の一を示したに外ならないのであつて、前述の諸書に述べてなかつた所の前の原因を説いたことなる。蓋し良貨の兩地間に於ける移動といふことは一地限りに就て見れば良貨の輸出に外ならぬいからである。

三

以上述べた所を通覽するに、徳川時代の經濟學者少くとも右に紹介した所の諸著者は、當時に於ける物價騰貴の原因は惡貨の發行に在りといふこと論ずるに當つて議論の筋道を立てる必

要上から一寸良貨の驅逐といふことに言及したに過ぎないといふやうな姿があるのであつて、假に活字の大小を以て重要な程度を示すとせば『惡貨發行——良貨驅逐——物價騰貴』と云つたやうに、大多數の人に就て議論全體の上から見れば、惡貨發行と良貨驅逐との關係即ちグレシヤムの法則なるものに就ては餘りに重きを置いて居らなかつたやうに思はれる。即ち彼等は物價騰貴の原因(少なくともその一原因)を以て惡貨の發行に在りとなすの點に於ては殆んど悉く一致し居るにも拘はらず、グレシヤムの法則に關する所論に於ては必ずしも其の軌を一にせず、或は單にグレシヤム法則的事實のみを臚氣に述べたに過ぎざる者もあり(大塚孝威)、之を明白に指摘した者もあり(三浦梅園)、更に此の事實を認むる上に猶ほ其の發現の原因として良貨の貯藏を擧げた者もあり(草間直方及『金銀吹替評』の著者)、其の鎔解を擧げた者もあり(太宰

春臺)、又其の地方的移動を擧げた者もある(山下幸内)といふが如く、各人悉く其の説く方面を異にして居るのであつて、今日吾人が經濟學の教科書に於てグレシヤムの法則に就て説明を與へられて居る事柄の全體に亘つて説いた者は一人もなく、却て彼等全體の所論を一つに纏めて見ると丁度今日の學說と略々同じものなるのを發見するといふのは一奇と云ふべきである。猶ほ自分に良貨驅逐の一原因として其の海外輸出を説く者はないかと尋ねて見たが倉卒の際とて其の目的は造せられなかつた。(尤も金銀の海外流出のことを述べた個所はあつたがそれは單に數量を示したに過ぎずしてグレシヤムの法則との關係に於てはなかつた)。思ふに徳川時代に於ては外國との交通は殆んど遮斷されてあつたと云つてもよい程であつたのだからして此の點に思ひ及ぶことを期待するは無理かも知れぬといふ考も起つたから倉卒の際とて是れ以上の



穿鑿は遺憾ながら之を後日に期するとした。

各著者の所説を引用並列するのみに止めずして、進んで之を比較論評し、又は年代の順序及び引用書目等に稽へて各著者間の思想上の關係を尋ねなどすることは興味あることには違ひないが、前にも斷はつた如く、本篇は素より何等深き研究の結果を發表するを目的とせず、唯々日本にもグレシヤムの法則と同じ思想を持つた學者があつたといふことを示す材料の一二を舉示するのみに止めたのだから、今は右等の點には及ばないで茲に擱筆することにする。不備の點は幾重にも讀者の寛恕を乞ふ次第である。(五十二、十五)

### 戦後の利子歩合

高城仙次郎

歐洲大戦亂が終局を告げたる曉に於て世界一般の利子歩合が戦前及び戦時中よりは高率となるであらうか、若し高率となるとせば、何分方位になるであらうかは單に學問上の興味多きのみならず、實際上の重大問題である。殊に我國の如き貧國であつて而かも比較的多額に上る對外的債權債務を有する國に於て然りと云はざるを得ない。最近に於て利子論の大家フイシャー氏は此問題に對する意見を *The Annals of the American Academy of Political and Social Science* の十一月號(千九百十六年)に發表せられて居る。吾人は同教授の意見の全部に必ずしも賛成することは出来ないのであるが、獨逸が既に媾和の提案を試みた今日多少讀者の參考になるであらうと思つた故に、*The Rate of Interest after the War* と題する右の論文を下に譯載することに定めたのである。然しフイシャー氏の文章は抽象的文句が少なくないので、忠實に然かも明瞭に翻譯することは

頗る困難であるが、出來得る限り簡明に而かも原文の體裁を保存する様に譯述するに努めたことを附言して置きたい。

#### 一 緒言

今次大戦亂の實情中には全く不明であるか又は良く知られて居らないものが非常に多きのみならず今後の成行に就きて豫測し難きものが尠くないので、戦争終結後に於ける利子歩合の高下に關して明確なる豫言を爲すことは不可能であると思はれる。如何となれば、戦後の利子歩合は合衆國が戦争の渦中に引入れるか又は引入れられざるか、戦争終結後に於て徴收せらるゝ租税の性質は如何なるものであるか、銀行制度が瓦解するか或は安全に維持せらるゝか、紙幣の發行額が此上増加するか或は増加せざるか、歐洲人の移民が盛んであるか否か、國際貿易の帳尻が合衆國より金を流出せしむるか否か、戦争の刺戟に因づく新發明が産業に多大の影響を與ふるか或は與へざるか、並に其他人智の豫

測し能はざる種々の事情に依りて尠なからざる影響を蒙るに違ひないからである。

唯單に吾人は今此等未知數の事情に關して獨斷的假定を設けて論じ得るに止まる。其假定とは例へば合衆國が戦争に加はらず、紙幣が此上増發せらるゝことあるとも其種度が左程甚だしくなく、歐洲人の移住が盛んに行はるゝが如きことなく、破産が多くの場合豫防せられ、戦後賦課せらる可き租税が假りに高率であつても戦時中に於ける租税の納入又は公債の應募に基づく犠牲に比敵する負擔を人民に強ひざること、既に吾人の知れるもの以外に國際貿易に大影響を及ぼす何等の事情の發生することなく、且つ産業に非常に有益であつて其利用の爲め巨額の投資を要する種々の發明が戦争の結果として行はるゝこと等である。

#### 二 利子歩合決定の原則

予は拙著『利子歩合論』に於て利子歩合決定に